

令和6年度第3回松本市上下水道事業経営審議会会議録 要旨

令和6年10月18日 午後1時30分
松本市上下水道局 第1会議室

1 議事

- (1) 適正な水道料金の設定について
- (2) 松本市上下水道事業経営戦略の見直しについて
- (3) その他

2 出席者

(1) 委員

会 長	山 沖	義 和
委 員	山 口	正 雄
//	柳 澤	勝 久
//	岩 垂	学
//	猪 股	やよい
//	村 山	修
//	藤 井	佳 子

(2) 事務局

上下水道局長	向 井	津 富
総務課長	中 川	修
営業課長	田 中	智絵子
上水道課長	岩 岡	啓 一
下水道課長	百 瀬	久 芳
総務課総務担当係長	小 沢	啓 一
総務課総務担当	西 村	朋 子
//	三 村	育 江

- 会長 「適正な水道料金の設定について」質問やご意見を求めたいと思います。
- ポイントが2つあります。1つ目は資産維持費です。入れないという選択肢もありますが、将来の世代につけをまわすことになるかもしれません。資産維持費を入れなくても約11%の改定が必要で、資産維持費3%の場合は約38%と大きな値上げとなります。事務局からの提案は、1%です。
- 2つ目は、固定費の配分です。固定費の性質としては、基本料金とするものではありませんが、そのまま基本料金にしてしまうと、非常に高額な基本料金となってしまうため、基本料金と従量料金に分けることになります。現行の料金は、基本料金対従量料金が36：64ではありますが、今回は4つの案が示されています。配分1と4ですと非常に極端になってしまいます。事務局案としては、現行に一番近い配分3です。まず確認ですが、配分1から4と案を示していますが、現行の水道料金の配分はどのような考え方に基づいて36：64となっているのでしょうか。
- 事務局 昭和63年に料金を総括原価方式で算定した際に、3：7と算出しています。その後の平成7年や19年の減額の料金改定においては、今後の事業経営の見込みから料金改定を行っており、総括原価は出しておりません。そのため、3：7の割合から少し変わったと思われます。
- 料金改定は、水道料金算定要領に基づき算出を行う必要があります、水道料金算定要領に示されている固定費の配分は、配分1から4の中で算出するとされています。
- 委員 資産維持費として計上する率は決められていますか。
- 事務局 水道料金算定要領では、対象資産の3%を標準として計上することとされていますが、3%としている水道事業体は少ないようです。県内他自治体ですと、長野市は0.5%、上田市は1%の資産維持率としています。
- 会長 将来にわたって維持可能である事業運営を考えると、どの程度必要なのでしょうか。
- 事務局 直近の中期財政計画において毎年約26億円の更新需要を見込んでいます。算定期間は4年間としております。それは算定期間を長期間にしまうと物価高騰など不確定な要素が多く、状況の反映が困難なことなどの理由からですが、令和8年度からの4年間に必要な額を考えますと、年間7、8億円程度だと思われます。
- 会長 それが、資料4ページに記載されている、資産維持費1%の場合の年間純利益見込額が7～8億円ということですね。
- 今年度末に答申する場合、その後に議会での検討や市民への周知期間などが必要ですので、実際に料金を改定するのは令和8年度からになります。私たちが検討している

料金の改定は、令和8年度からの4年間についてということです。

算定期間が4年間というのは、前の審議会でもお話ししましたが、長野市も4年間としており、2年ごとに水道事業と下水道事業を交代で検討するサイクルとしていきたいというものです。

事務局 算定期間4年間は、水道法施行規則により、3年から5年ごとの適切な時期に見直しを行うこととされています。

委員 他の自治体の資産維持費や固定費の配分はどうなっていますか。

事務局 令和2年度以降に改定した中核市の資産維持費の状況ですが、0から3%まで様々です。固定費の配分については、事業体によって施設利用率や平均最大稼働率、浄水能力などが違うため、事業体に適した配分方法の検討が必要です。

委員 松本市の状況に合わせて改定を考える方がよいと思われます。資産維持費は、標準とされる3%にしくなくてもよいのでしょうか。

事務局 3%でなくても、本市として適正な資産維持率を設定してあればよいと考えます。

委員 料金算定要領に基づかなければ、国からの補助金に影響があるのでしょうか。

事務局 そのような影響はありません。

委員 固定費の配分は、今までの実績がよいと思いますが、算定要領に示されているこの4つから選ぶ必要があるということですね。

事務局 水道料金算定要領が、水道料金算定の基となります。その要領において4つの配分基準が定められており、その中から選ぶことになっています。また、同様に資産維持費も算入することとされています。固定費の配分は、事業体により、数値も割合も変わり、松本市の場合、4つの配分基準で配分した場合に、資料でお示したような金額となります。

委員 4つの案では、配分1と配分4は極端で、配分2は料金が下がる使用者も出るため不公平感があります。配分3が現行に一番近いということですね。

委員 同じ配分方法による配分であっても、事業体によって割合が変わってくるのであれば、現状の実績割合でもよいのではないのでしょうか。

事務局 配分方法については算定要領に記載されている4つから算定していますので、料金算定要領から外れて自由に決めるべきではないと考えています。

会長 それでは、料金算定において、料金算定要領を使わなければならない理由と、固定費配分の数値の根拠をお示しいただきたいと思います。

委員 口径13ミリ以外の水道料金についても、資料の作成をお願いしたいと思います。

委員 福祉の立場から、基本料金は安い方が望ましいとの意見を申し上げます。

会長 答申を作成する際には、附帯意見として、割合についての意見を入れていただきたいと思います。

その他よろしいでしょうか。

事務局から示されているのは、「資産維持費1%、固定費配分方法3」です。

資産維持費は算入することとされていますし、将来世代のためにも必要です。何%にするかについては、中期財政計画の更新需要の見込みから、1%が健全な事業運営のために必要な額になるということですので、1%が適切であると考えます。

また、配分方法については、4つの配分方法から選ぶ必要がある中で、一番現行に近い配分3が妥当という結論に達しました。

以上をもちまして本日の議題が終了します。